

## 質 問 回 答

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2023 年 2 月 13 日

「インドネシア国ジャカルタ首都圏総合洪水対策事業準備調査【有償勘定技術支援】(QCBS) 」  
(公示日:2023 年 2 月 1 日／調達管理番号:22a00825)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.14 環境社会配慮の カテゴリー	現在はカテゴリ B であるが、事業対象地域の特性上、住民移転数が大規模となる可能性がある。その場合カテゴリ A となる判断については貴機構と協議を行い、適切な追加投入(MM,再委託費用、作業期間)が確保されるか。 また、本事業は大きく 4 地区を対象とするが、カテゴリ A の判断は、4 つの事業をそれぞれの個別事業としてとらえるのか、または 4 つ全てを 1 つの事業として影響を統合して行われるのか。	カテゴリ A と判断された場合、必要な協議を経て、適切な追加投入を確保する予定です。 また、カテゴリの判断は 4 地区の事業をそれぞれ個別事業としてとらえて判断しています。
2	p.14 環境社会配慮業 務の範囲	「本事業において、借入国の法制度上、上記 1)～3)の文書作成が必要かについては調査にて確認し、作成が必要かつ、作成にあたり支援が必要である場合には、業務内容に追加する。」とあるが、インドネシア側の手続きは追加業務として考えるのか。 プロジェクトで AMDAL または UKL-UPL のどちらかを行う場合、想定される費用に幅がでることとなり、現段階での金額の把握は困難である。(例えば UKL-UPL で見込んでいたプロジェクトが、インドネシア側で AMDAL と判断された場合、500 万円以上の追加費用が必要)、プロポーザルで提案したものよりも上位の手続きが必要となる場合、追加費用は認められるのか。 ※4 つのプロジェクトとして考えた場合、手続きに関するコストは膨大となる。	本調査にて確認し、作成が必要かつ作成支援が必要となった場合、インドネシア側の法制度上必要な文書作成に加え、その承認手続きの支援も含めて追加業務として認める予定です。

3	p.14 先住民族計画 (IPP)の範囲	上記と同様、IPP の必要性の可否についてはプロポーザル時点では把握できていないため、業務途中で現地調査が進んだ段階で必要性の可否が求められるため、プロポーザル時点の再委託費用には見込まないものとする。 IPP の作成が必要な場合、同費用は追加費用を認められるか。	本調査にて確認し、IPP の作成が必要となった場合は、追加費用を認める予定です。
4	33 頁 第 7 条 成 果品等 (1) 報告 書 37 頁 2. 業務実 施上の条件 (1) 業務工程	4 月の業務着手から概略設計結果の記載が必要なインテリムレポートの提出(2023 年 11 月 1 日)までの期間が極めて短い一方、インテリムレポート提出からドラフト・ファイナル・レポート提出(2024 年 8 月 30 日)の期間、ドラフト・ファイナル・レポート提出からファイナル・レポート提出(2025 年 1 月 31 日)と比較的長く計画されていますが、それぞれの報告書提出時期の意図について御教示いただけませんか。	第 5 条(6)まで(事業内容の精緻化、代替案比較、インドネシア政府関係者への説明等)の業務を終えた段階でインテリムレポートを、同(7)以降(概略設計を含む)を作成後に DFR を提出頂く想定で考えております。
5	14 頁 3) 用地取 得・住民移転計 画(「LARAP」) 29 頁 (22) 事業 効果の検討 38 頁 配布資料 ／公開資料等	「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2022 年 9 月)」及び「IRR マニュアル」は、公示の際に貸与資料扱いとされていますが、配布資料／公開資料等には記載がございません。貸与されないものとして考えればよろしいでしょうか。	配布資料から漏れており失礼しました。 配付希望の場合は、東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課 ( <a href="mailto:1rtd1@jica.go.jp">1rtd1@jica.go.jp</a> ) までご連絡下さい。

以上